

宇宙基本計画工程表改訂に向けた重点事項

令和 8 年 6 月 12 日

宇宙開発戦略本部

1. 状況認識

「宇宙基本計画（令和 5 年 6 月 13 日閣議決定）」に示されたとおり、人類の活動領域は、地球、地球低軌道を越え、月面、更に深宇宙へと本格的に宇宙空間に拡大しつつある。宇宙空間の利用は、通信、観測、測位等の面で国民生活の基盤そのものであり、宇宙システムによるこれらのサービスは、安全保障、経済成長と社会課題解決を担う次世代の国家インフラとも言える。宇宙システムの役割の重要性が増す中、ロケット打上げサービスや、衛星コンステレーションの構築に加え、衛星ダイレクト通信や衛星データを利用したサービスなど、民間宇宙ビジネスの発展も著しく、幅広い分野における民間サービスの活用が、世界的に広がりを見せている。衛星光通信等の新技術の台頭やソフトウェア定義衛星（SDS）化によって衛星機能の飛躍的な向上が見込まれ、宇宙を巡る国際競争は安全保障面も含め更に激化していくことが予想される。また、グローバル規模での展開が前提となる衛星サービスについては、欧米中などの海外勢が市場を席卷し、そのサービスインフラに組み込まれる一部の重要部品・中核技術についても海外勢が先行している状況である。こうした状況下において、我が国が宇宙活動の自立性を確保し、世界と伍していくためには、これまで以上に宇宙政策を強化する必要がある。特に、以下に示すような、宇宙を取り巻く諸情勢を踏まえ、日本成長戦略の「官民投資ロードマップ（ロケット・射場、人工衛星・サービス、月面探査・低軌道技術）」に基づき、供給・需要両面にアプローチする多角的な観点からの総合的支援により、更なる成長を実現する。また、2023 年に策定された現行の「宇宙基本計画」の目標である、2020 年 4 兆円の宇宙産業の市場規模を 2030 年代早期に 8 兆円とする目標については、2030 年の実現に前倒ししつつ、2040 年には少なくとも 13 兆円規模の日本企業の国内外での市場獲得を目指すべく、来年の「宇宙基本計画」の改定を見据えた多角的な施策を進める。

（宇宙安全保障の確保）

我が国を取り巻く安全保障環境は、厳しさと不確実性を増している。ロシアに

よるウクライナ侵略においては、民間の通信・観測衛星によるサービスが、軍事作戦支援等の安全保障用途で多用され、戦況に大きな影響を与えた。さらに、一部の国家では、自国の軍事的優位性を確保するために、他国の衛星を妨害・無力化する技術開発を活発化しており、これらを、宇宙の軍事利用をより効果的にする手段として認識し、能力向上に積極的に投資する等、宇宙の戦闘領域化が進展し、宇宙空間における脅威とリスクが拡大している。

2023 年に新たに策定した「宇宙安全保障構想（令和 5 年 6 月 13 日宇宙開発戦略本部決定）」において示した三つのアプローチ、「安全保障のための宇宙システム利用の抜本的拡大」、「宇宙空間の安全かつ安定的な利用の確保」、「安全保障と宇宙産業の発展の好循環の実現」を通じた宇宙安全保障の実現を図るべく、広域・高精度・高頻度な情報収集態勢の確立や、耐傍受性・耐妨害性の高い情報通信態勢の確立、ミサイル脅威への対応、宇宙領域把握体制の充実等、安全保障のために必要な宇宙アーキテクチャを早期に構築する必要がある。また、情報収集衛星の 10 機体制が目指す情報収集能力の向上の早期達成も必要である。さらに、2026 年内の「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」の改定に向けた検討が進められる中、「新しい戦い方」への対応や活動地域の拡大等に伴い、自衛隊の宇宙能力の強化への期待やニーズがより一層高まっているところである。

特に、近年は民間事業者による宇宙技術の革新と商業化が急速に進んでおり、こうした民間の宇宙技術や能力を、我が国の防衛にも積極的に活用することで、国内宇宙産業の発展を促すとともに、我が国の防衛に不可欠な高度な宇宙技術を開発し、そこで得られた成果を民間の宇宙開発の発展に活用することで、防衛と経済の好循環を実現していくことが重要である。

（国土強靱化・地球規模課題への対応とイノベーションの実現）

国土強靱化・地球規模課題への取組における人工衛星の活用は、衛星の性能向上や機数の増加により拡大しつつある。2024 年能登半島地震・豪雨では、大型合成開口レーダ（SAR）衛星「だいち 2 号」や、情報収集衛星、国内民間事業者の衛星による撮像、衛星通信が浸水や土砂災害の被災状況把握等に活用された。また、2025 年 8 月の台風第 12 号による熊本県での浸水被害に対して国内外の衛星による撮像が浸水状況の把握に活用された。防災庁設置に向けた「防災立国の推進に向けた基本方針（令和 7 年 12 月 26 日閣議決定）」においても、人工衛星等を用い

た迅速な被害の全体像の把握が位置付けられている。国内民間事業者においては小型光学・SAR 衛星ともにコンステレーション構築の動きや、衛星データと AI やセンサ等の技術を組み合わせた解析手法を用いたサービスの開発も進んでいる。今後防災・インフラ点検分野（浸水・土砂災害の早期把握、水道管の漏水リスク評価等）・農林水産分野（農業分野業務の負担軽減や作物の育成状況把握等）での更なる活用も見込まれているため、今後様々な社会課題を解決し、民間市場分野におけるイノベーション創出、ひいては我が国の経済成長に貢献していくと期待される。第4回衛星リモートセンシングデータ利用タスクフォース大臣会合（令和7年12月2日）では、「民間衛星の活用拡大期間」において関係府省が進める衛星データの積極的な調達・利用の方向性として、官民衛星の特性を生かしたコンビネーション利用の拡大に取り組むこと、及び、社会課題への対応に当たる関係府省の連携を一層促進すること等の方針を決定した。社会におけるデータ利活用の恒久化に向けては膨大な投資が必要であるため、予見性を高める政府のアンカーテナンシーによって初期需要を創出し、官民一体で戦略的な技術開発・実証を推進することが重要である。

（宇宙科学・探査における新たな知と産業の創出）

月探査については、我が国も参画する米国主導の国際宇宙探査計画「アルテミス計画」において、2024年4月に文部科学大臣と米国 NASA 長官との間で署名した「与圧ローバによる月面探査の実施取決め」を踏まえ、日本からの有人与圧ローバの提供・運用と併せ、日本人宇宙飛行士による2回の月面着陸の機会の提供が計画されている。その後、2025年2月の日米首脳共同声明において、日米両国が、米国が中心となって進めているアルテミス計画の将来のミッションでの月面探査を含む有人探査に係る強力なパートナーシップを継続する意図を有することが確認された。さらに、同年10月、日米首脳会談に合わせ、米国との間で「日米間の技術繁栄ディールについての協力に関する覚書」に署名し、宇宙分野では、国際宇宙ステーション（ISS）、アルテミス計画含む宇宙平和利用の推進・国際連携強化、スペースデブリの対策に関する取組の促進等について、日米間協力の一層の強化を図ったところである。また2026年2月に米国 NASA がアルテミス計画をより安全で持続的にすることを目的に、宇宙船の試験飛行の追加や打上げ頻度の増加を発表した。同年3月には、米国 NASA はトランプ大統領の米国宇宙政策実

現のための変革的取組として、「イグニション」を発表し、月面基地の構築に注力することを打ち出した。その中で、月周回有人拠点（ゲートウェイ）計画について現時点で一時休止し、今後の開発の方向性について国際パートナーの協力の下で再検討する旨が発表された。加えて、月面探査については、中国、インド、その他の新興国も取組を加速しており、国際競争が激化している。

我が国としては、有人と圧ローバの開発を推進し、2020年代後半の日本人宇宙飛行士の月面着陸の実現を目指す。また、ゲートウェイ建設に向けて開発してきた成果について、引き続き、月面活動も含めた我が国の有人探査活動等に資するものとなるように取り組んでいく必要がある。我が国としては、国際的な情勢も注視しつつ、引き続き、産学官が連携し、アルテミス計画への貢献も視野に、こうした宇宙科学・探査の成果を維持・発展させていく必要がある。

このほか、2030年頃のISSから民間企業等が運用する宇宙ステーションへの移行に向け、我が国の地球低軌道活動の充実・強化及び成果の最大化に向けた準備を早急に進める必要がある。また、2029年に小惑星アポフィスが地球に最接近するなど、小惑星などの天体衝突による災害を事前に防ぐための活動に注目が集まる中で、各国の宇宙機関との連携に取り組む必要がある。あわせて、宇宙科学・探査の成果及び情報発信等を通じ、国民の宇宙開発利用への理解促進を図るとともに、宇宙開発利用を支える将来の人材育成と国際プレゼンスの向上等につなげていく必要がある。

（宇宙活動を支える総合的基盤の強化）

宇宙活動の自立性の確保のためには、ロケット打上げ能力の確保が不可欠である。2025年のロケット打上げによる軌道投入の成功数は米国192回、中国91回と急増しているのに対し、我が国は3回にとどまっている。また、自国衛星を自国ロケットで打ち上げた割合（2015～2024年累計）は米国が約80%、中国が約99%に対し、我が国は約50%となっている。世界的に宇宙活動が活発化し、スタートアップを含む民間企業による競争環境も激しさを増す中、我が国の宇宙活動の自立性を確保していくためには、我が国の宇宙活動を支える総合的基盤の一層の強化が重要である。また、宇宙分野の発展を支える人材の育成・確保が重要である。

我が国の宇宙へのアクセス手段については、H3ロケット8号機の打上げ失敗、

新型のイプシロンSロケットの地上燃焼試験時の燃焼異常による開発遅延などにより、困難に直面している。我が国のロケットの早期打上げに向けて、原因究明・対策を着実かつ迅速に進めるとともに、打上げの成功を積み重ねることで我が国のロケットの信頼性を高めていくことが極めて重要である。

近年の技術革新の進展等により、宇宙輸送活動が急速に多様化している。米国 NASA は、スペースシャトル退役後の ISS 向けの補給手段を確保し、米国の商業宇宙産業を育成する目的で、宇宙輸送機の開発支援を行う COTS(Commercial Orbital Transportation Services：商業軌道宇宙サービス)、物資輸送を委託する CRS (Commercial Resupply Services：商業補給サービス)を実施した。これらの取組により、米国民間企業による民間宇宙輸送の技術開発・運用が進んだ。我が国においても、中小企業イノベーション創出推進事業(SBIR フェーズ3基金事業)や宇宙戦略基金による輸送技術の開発支援や複数回の打上げ実証を通じて、新規参入企業によるロケット開発を進めており、打上げ高頻度化を見据えた、製造能力の向上、試験設備・射場などのインフラ整備への重点支援を早急に図ることが重要である。加えて、打上げサービスの計画的調達など、民間企業のロケット開発・製造等への投資の予見可能性を高める各種施策を進めることが重要である。さらに、資金支援のみならず、継続的な制度整備も必要である。これらの取組により、海外に流出している国内衛星の打上げ需要を獲得することに加え、衛星コンステレーションなど海外衛星の打上げ需要を獲得するため、2030 年代前半までに我が国の官民合わせた打上げ能力を年間 30 件程度確保し、中長期的には年間 50 件程度を目指すことが重要である。

また近年、宇宙空間においては、スペースデブリの増加や大規模衛星コンステレーションの導入の本格化などにより、宇宙物体同士の衝突のリスクが高まる中で、国連をはじめ国際場裡における、国際的なルールメイキングの重要性が増している。国内では、「人工衛星等との衝突防止に係るガイドライン(令和7年2月27日)」の制定や、「軌道利用のルール作りに関する中長期的な取組方針(令和8年3月25日)」の改訂をはじめ、技術開発とルールメイキングを「車の両輪」とした取組を着実に進め、国際場裡では、2025年6月国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)本委員会等において、スペースデブリに係る我が国のイニシアチブを含め、宇宙分野における日本の官民の取組を国際社会に積極的に発信した。引き続き、スペースデブリ対策に資する技術開発を着実に進めるとともに、国際的な

規範・ルール作りの議論にも率先して取り組むことで、宇宙空間の持続的かつ安定的・安全な利用に貢献していくことが重要である。

我が国の勝ち筋を見据え、開発を進めるべき技術とその開発のタイムラインを示す「宇宙技術戦略（令和8年2月24日宇宙政策委員会）」については、世界トレンドやユーザーニーズ、技術開発の実施状況等の最新状況を踏まえた改訂を行った。引き続き、関係府省庁・機関は、本戦略を参照しつつ、我が国の技術的優位性の強化やサプライチェーンの自律性の確保等に向けて、技術成熟度を引き上げる技術開発（フロントローディング）から、事業化や商業化に向けたニーズに即した技術開発まで戦略的に進めていくことが重要である。

特に、宇宙戦略基金については、2023年度補正予算分による全ての技術開発テーマ（第一期）に係る採択事業者を決定し、2024年度補正予算分による全ての技術開発テーマ（第二期）に係る採択結果を公表した。また、2025年度補正予算分による技術開発テーマ（第三期）を決定し、公募を開始した。引き続き、速やかに1兆円規模の支援を行うことを目指すとともに、今後、第一期を中心に採択事業者に対するステージゲート審査が段階的に本格化する中で、我が国としての勝ち筋を見定め、集中的に支援することが重要である。

また、こうした技術開発支援による成果を、政府等による中長期のアンカーテナンシー等につなげることにより、国際市場で勝ち残る技術、事業モデル及び意志を有する我が国の民間企業の事業化、さらに宇宙産業の成長に向けた好循環を作り出すことも重要である。

国等のプロジェクトの実施に際しては、事業者にとっての事業性・成長性を確保できるよう、国益に配慮しつつ契約制度の見直しを進めることが必要である。

2. 特に重点的に取り組むべき事項

① 宇宙安全保障の確保

- 「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」の改定に向けた各種検討を進める。
- 「宇宙領域防衛指針」及び「防衛省次世代情報通信戦略」（いずれも2025年7

月防衛省）を踏まえ、各種の取組を推進する。

- スタンド・オフ防衛能力の実効性確保等の観点から、2027 年度までに、国産衛星を活用して、目標の探知・追尾能力の獲得を目的とした衛星コンステレーションを構築する。また、これにあわせて、探知した情報の迅速な処理や伝達を行うための施策を推進する。
- 情報収集衛星について、ユーザーニーズを踏まえつつ、2026 年度には時間軸多様化衛星として初めての打上げを予定している光学時間軸多様化衛星 1 号機をはじめとする機数増を着実に実施し、10 機体制が目指す情報収集能力の向上を早期に達成することで、情報収集衛星の機能の拡充・強化を図る。
- 耐傍受性・耐妨害性のある次期防衛通信衛星の整備を含め、安全保障用の衛星通信網の強化のための各種施策を進める。その際、衛星間光通信や高効率な熱制御技術といった次世代に必要な技術の実証等を通じて衛星通信能力向上を図るための措置を講じる。
- 準天頂衛星システム「みちびき」について、測位サービスの安定供給を図るべく、「みちびき」のみで測位が可能となる 7 機体制を早期に構築するとともに、バックアップ強化等を実現する 11 機体制に向けた開発を加速する。並行して、民生や防衛・海上保安分野における「みちびき」の利用促進を図る。
- 極超音速滑空兵器（HGV）探知・追尾等の能力向上に向けて、新型宇宙ステーション補給機（HTV-X）で計画している宇宙実証プラットフォームを活用し、赤外線センサ等の宇宙実証を実施するとともに、センサの能力向上を図る。また、日米首脳共同声明（令和 6 年 4 月）において発表された、HGV 等のミサイルのための地球低軌道の探知・追尾の衛星コンステレーションに関する協力について検討を進める。
- 海洋状況把握（MDA）における宇宙アセットの活用を推進し、「我が国の海洋状況把握（MDA）構想」（令和 5 年 12 月 22 日総合海洋政策本部決定）等を着実に実行する。
- 宇宙作戦能力の強化に向けて、航空自衛隊を航空宇宙自衛隊（仮称）に改編し、宇宙作戦集団（仮称）を新編するとともに、2026 年度の宇宙領域把握（SDA）衛星打上げに向けた取組を進める。

- 多国間枠組みである連合宇宙作戦（CSp0）イニシアチブへの継続的参加をはじめ、各種の国際的取組に積極的に関与する。
- 機能保証強化に係る重要な取組として、宇宙システムの安定性強化に関する官民協議会（令和5年10月設置）の枠組みにおいて、脅威・リスクに関する情報の収集・分析や、これを踏まえた情報の共有、机上演習等を行い、宇宙に関する不測の事態が生じた場合における官民一体となった対応要領を強化する。
- RPO（Rendezvous and Proximity Operations：接近・近傍活動）、センシング、デジタルツイン、衛星間光通信、オンボード AI 処理などのデュアルユース技術について、防衛分野と民生分野の双方における実装に向けて戦略的支援を推進する。

② 国土強靱化・地球規模課題への対応とイノベーションの実現

- 「衛星データ利用に関する今後の取組方針」に基づき、2024年度から3年間の「民間衛星の活用拡大期間」において、関係府省が進める衛星データの積極的な調達・利用等の方向性として、官民衛星の特性を生かしたコンビネーション利用の拡大及び社会課題への対応に当たる関係府省の連携の一層の促進により、国土強靱化、地球規模課題等への対応につなげることを目指す。
- 準天頂衛星システム「みちびき」など測位インフラの機能保証の確保や、with AI 時代に即した衛星データなど地理空間情報の整備を進めるべく、「第5期地理空間情報活用推進基本計画」を2026年度中に策定する。
- 国内の民間事業者による主要な衛星サービスの実現に向け、衛星データ利用ビジネスのグローバル展開も視野に、民間企業等による社会課題に対応した衛星データ利用システムの開発・実証、事業化実証や新たな宇宙ソリューションを提供する先端技術開発等を推進するとともに、国や自治体等による調達強化に取り組む。
- 光通信技術を用いた通信衛星コンステレーションや、小型光学・SAR、小型多波長センサを用いた観測衛星コンステレーション等の早期実現に向けた民間企業による技術開発・実証に加え、グローバル市場の獲得を見据えた地上局等の産業基盤強化を推進する。また、衛星光通信を用いたデータ中継サービスを

実用化するための取組を推進する。

- 民間主体による高頻度な３次元観測を可能とする高精細な小型光学衛星による観測システム技術の高度化を行うとともに、当該システムとの組み合わせを想定した高度計ライダー衛星や、高出力なレーザ技術を活用した更に革新的なライダー衛星の実現に向けた技術開発・実証を推進する。
- 高分解能と広視野を両立させた先進レーダ衛星「だいち４号」(ALOS-4)について、データ提供及び災害状況把握等での活用を積極的に進める。国土強靱化等に資する新たな合成開口レーダ観測衛星の開発の検討を進める。
- 宇宙光通信ネットワークの実現に向けて、光通信端末や地上局を含め、民間企業等による社会実装を見据えた技術開発・実証を推進するとともに、我が国の自律性向上に資する新たな衛星通信サービスの着実な整備、衛星における量子暗号通信技術など基盤技術開発・宇宙実証や技術試験衛星９号機(ETS-9)の開発、打上げ及び運用に向けた準備を進める。
- 衛星サプライチェーンの自律性確保や、競争力のある衛星コンステレーションを実現するための衛星及びその部品・コンポーネントの量産化技術、小型軽量化技術、宇宙機の機能高度化や柔軟性を支える重要な共通基盤技術の研究開発・実証や、製造能力の維持・強化を推進する。
- 多様な軌道間の航行・運用を担い、各種の衛星や軌道上拠点等のインフラ整備、小型衛星等の集団輸送等、あらゆる宇宙システムの効率的な物流手段として革新をもたらし得る軌道間輸送機(OTV)の開発、燃料補給等の様々な軌道上サービス関連技術について、事業者間の連携を促しつつ、開発を推進する。
- 線状降水帯や台風等の予測精度を飛躍的に向上させる大気の３次元観測機能、太陽フレア等による我が国上空の宇宙環境の変動を観測するセンサなど最新技術を導入したひまわり１０号について、2030年度の運用開始を目指し、引き続き整備を進める。さらに、２機による切れ目のない安定観測体制を将来も維持していくため、ひまわり９号・１０号に続く次々期静止気象衛星の運用を2034年度頃に円滑に開始できるよう準備を進める。
- 温室効果ガス観測技術衛星(GOSAT)シリーズによる温室効果ガス排出量推計技術の中央アジア、インド等への普及の取組を推進し、同技術の国際標準化を目指す。また、国際的な動向を踏まえ、後継機の具体的な観測方式等を検討す

る。

- 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）による地球観測衛星の開発・利用をより戦略的に進めるべく、関係機関との連携によって狙う便益を明確化した上で、地球規模課題解決や外交政策への貢献、官民共創による衛星データの更なる社会実装等、新たな価値創出に向けて特に重点的に推進すべきテーマを定め、これを推進する。
- 雨や雪の3次元観測による豪雨・豪雪の予測精度向上等に貢献する降水レーダ衛星（PMM）について、国際協調を継続しつつ、2028年度の打上げに向けて開発を推進する。

③ 宇宙科学・探査における新たな知と産業の創造

- NASA が公表した「イグニッション」構想による月面基地への注力を踏まえ、アルテミス計画に主体的に参画し、我が国が提供・運用する有人と圧ローバの開発をはじめとする月面探査に資する機器開発等を推進し、日本人宇宙飛行士による2回の月面着陸の実現を目指す。
- 月面活動の基盤となる水資源利用に関するデータ取得を目的とする月極域探査機（LUPEX）について、インド等との国際協力のもと、2028年度の打上げを目指し、開発を着実に進める。
- アルテミス計画への貢献も視野に、小型月着陸実証機（SLIM）で実証した、ピンポイント着陸技術を発展させ、民間主体による月面への高精度着陸に資する技術開発を支援する。
- 人類の持続的な活動領域の拡大と新たな市場の構築を見据え、民間の参画も得ながら、自律的な有人宇宙活動を視野に、月面活動の前提となるデータ取得、月通信・測位、無人遠隔技術、発電・蓄電、建設・土木、居住施設、資源開発、燃料製造、食料生産、モビリティ等の基本インフラに関する検討・技術実証を推進する。月面活動に関するアーキテクチャの検討内容も活用しつつ、宇宙資源の在り方や周波数等の国際ルールを含め、国際的な議論も通じて我が国の貢献分野に関する検討を関係府省等において深めていく。
- 人類初の火星圏からのサンプルリターンを我が国主導で 2031 年度に実現する

よう、火星衛星探査計画（MMX）の探査機を 2026 年度に打ち上げ、探査機能を確認し、火星に向けた巡行運用を行う。

- 2029 年に小惑星アポフィスが地球に最接近することを踏まえた国際的なプラネタリーディフェンスの活動に貢献するため、日欧で開発が進む地球最接近小惑星アポフィス探査計画（RAMSES）の探査機及び JAXA が開発する深宇宙探査技術実証機（DESTINY⁺）を、2028 年度に H3 ロケットで日本から打ち上げるべく開発を進める。
- 2026 年度以降に打上げを予定している HTV-X2～6 号機等による ISS への安定的な物資補給を含め、ISS 共通システム運用経費の分担と履行方法に係る協議等を踏まえた我が国の分担責任を果たすために必要な技術開発等を行う。あわせて、物資補給の機会を活用し、将来の探査や地球低軌道活動に資する技術獲得等に取り組む。
- ISS 及び 2030 年頃に運営主体が民間になる宇宙ステーション等、地球低軌道の利用が進展する中で、物資補給システムや軌道上データセンター等、必要な技術の民間主体での研究開発や事業化に向けた支援を進める。また、地球低軌道活動の充実・強化に向けた新たな知と産業の創造に資するシーズ開発等の必要な施策に取り組む。同時に、関係国・関係機関等の調整を早急に進める。

④ 宇宙活動を支える総合的基盤の強化

- H3 ロケットの高度化とともに、再使用技術等の基盤的研究開発を推進し、次期基幹ロケットの研究を実施する。イプシロン S ロケット第 2 段モータの再地上燃焼試験における燃焼異常に係る原因調査及び対策検討を速やかに進めるとともに、イプシロンロケットの早期の打上げ再開につなげるための方策として、飛行実績のある M-35a（強化型イプシロンで使用していた第 2 段モータ）を適用した開発を着実に進め、実証機の打上げを目指す。民間事業者に対しては、ロケット開発、コンポーネント製造、射場運用等に係る技術開発支援を進める。
- 官民による高頻度な打上げを見据えた、ロケットの製造能力の向上、試験設備・射場等の基盤を支えるインフラ整備への重点支援を推進する。加えて、民間ロケット企業等の投資予見性を高めるため、宇宙基本計画工程表の拡充や

衛星の打上げサービスの計画的かつ柔軟性のある調達等、供給・需要の両面から総合的に取り組む。

- こうした取組により、海外に流出している国内衛星の打上げ需要を獲得することに加え、衛星コンステレーションなど海外衛星の打上げ需要を獲得するため、2030 年代前半までに官民による打上げ能力を年間 30 件程度確保し、中長期的には年間 50 件程度を目指す。あわせて、この打上げ能力を安定的に支えられる射場のキャパシティの獲得、必要な規制改革等を目指す。
- 第 221 回国会における宇宙活動法¹等の改正にとどまらず、遅くとも改正宇宙活動法の施行後 3 年以内には技術革新や宇宙開発利用の広がりを踏まえた具体的な見直しを検討する等、継続的な制度整備を行う。
- 商業デブリ除去実証（CRD 2）について、これまでの技術実証の成果も踏まえ、2027 年度の打上げに向けてデブリ除去技術実証衛星の開発を着実に進める。
「軌道利用のルール作りに関する中長期的な取組方針」に沿って、宇宙交通管理に資する実践的な取組を推進するとともに、国際的な軌道上サービスを将来実施する際に必要となる、国家間、企業間等の標準的な調整事項の明確化のための検討を行い、その検討状況を含め日本の官民の取組を国際社会に積極的に発信していく。また、国連宇宙部及び同志国とも連携しつつ、国際的な規範・ルール作りの議論に率先して取り組む。
- 特色ある技術や領域において国際競争力のある宇宙分野の拠点を形成するとともに、将来の宇宙開発利用におけるボトルネックの解消等に向けて、民間企業・大学等による挑戦的・萌芽的な要素技術の開発・実証を推進する。また、国際競争力強化のため、ロケットや衛星等の環境試験技術の開発を推進する。
- 「宇宙技術戦略」について、世界トレンドやユーザーニーズ、技術開発の実施状況等の最新状況を踏まえた調査を行う。
- SBIR フェーズ 3 基金事業や経済安全保障重要技術育成プログラム、宇宙戦略基金等を活用し、スタートアップを含めた企業や大学等を支援する。
- 宇宙戦略基金について、速やかに総額 1 兆円規模の支援を行うことを目指すとともに、宇宙分野の継続的な発展に向けた、民間投資や宇宙実証の加速、国際競争力につながる特色ある技術の獲得・活用、産業の集積等を促進する観点から、企業や大学等の先端技術開発・技術実証・商業化支援を加速・強化する。

特に今後、実施課題のステージゲート審査を踏まえ、我が国の勝ち筋となる技術開発への集中的な支援を推進する。

- これらの技術開発支援にあわせて、政府によるアンカーテナンシーを確保し、国際競争力のある企業の事業展開の好循環を実現する。
- JAXA について、安全保障や防災分野における貢献、日米連携によるアルテミス計画の推進、宇宙戦略基金に係る資金供給機能の追加等、中核機関としての役割の拡大を踏まえつつ、保有する施設・設備の充実・民間共用を促進するとともに、先端技術基盤の強化、人的資源の拡充・強化に取り組む。
- 成長戦略にも資する射場整備や有人輸送等の宇宙輸送や準天頂衛星システム利活用の推進、国内外の情勢に合わせた宇宙 4 法（宇宙基本法・宇宙活動法・宇宙資源法²・衛星リモセン法³）の制度検討・審査体制の構築に向けて、速やかに内閣府宇宙開発戦略推進事務局の体制整備を図る。

なお、その他の取組事項については、「宇宙基本計画」を踏まえた、「宇宙基本計画工程表（令和 7 年度改訂）（令和 7 年 12 月 23 日宇宙開発戦略本部決定）」に記載のとおりである。

¹ 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成 28 年法律第 76 号）

² 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律（令和 3 年法律第 83 号）

³ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成 28 年法律第 77 号）